

八代市入札予定価格事前公表施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札、契約手続における透明性、公平性及び競争性の一層の向上を図るとともに、適正で効率的な公共工事及び業務委託の履行を確保するため、八代市が発注する建設工事等に係る入札予定価格の事前公表の施行について、必要な事項を定める。

(公表対象)

第2条 公表の対象は、八代市が入札に付す建設工事、建設工事に係る業務等の委託及び役務の提供に係る契約とする。ただし、随意契約により契約を締結しようとする場合を除く。

(公表時期)

第3条 公表の時期は、一般競争入札にあっては入札公告日からとし、指名競争入札にあっては指名通知日からとする。

(公表方法)

第4条 公表は、一般競争入札にあっては入札公告に、指名競争入札にあっては指名通知に次の各号に掲げる事項を記載するところにより行う。

(1) 予定価格。

(2) 入札回数は1回とすること。

(3) 予定価格を上回る価格をもって申し込みをした者の入札を無効とすること。

(予定価格の取扱い)

第5条 作成した予定価格調書は、封書にする必要はないものとするが、その管理については十分留意するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は八代市工事入札参加者資格審査委員会又は八代市物件供給等入札参加者資格審査委員会において定める。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八代市入札予定価格事前公表施行要領の規定は、この要領の施行日以後に指名をする者について適用し、同日前に指名をする者については、なお従前の例による。